

## 第96回 組合会開催

平成29年3月7日(火)  
新潟東映ホテル



富永理事長挨拶



新  
健  
保  
組  
だ  
より

●発行所  
新潟県建築国民健康保険組合  
新潟市中央区川岸町3丁目17-2  
TEL (025) 231-2856~8  
FAX (025) 231-2936  
ホームページ  
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>  
E-mail  
[niigata@kenchiku-kokuho.jp](mailto:niigata@kenchiku-kokuho.jp)

●発行人  
理事長 富永武司

第99号

### 【掲載内容】

◆ 富永武司理事長挨拶、組合会議事内容	2 頁
◆ 平成29年度歳入歳出予算	3 頁
◆ 平成29年度事業計画	4~10 頁
[ 基本方針・重点事項 被保険者数の推移 療養給付・保健事業 ]	

### 〈組合員・家族の皆様へ「お知らせ」〉

- 「健康づくり事業」が新たにスタート！ (11頁)
- 【重要】 平成29年度は現況調査を行います (12頁)
- 4月は異動の時期です。加入脱退・適用除外申請の手続きはお早めに！ (13頁)
- 【重要】マイナンバーに関するこ (14頁)
- 平成29年度の人間ドック・特定健診等について (15頁)
- 労災加入・第三者行為について (16頁)

## 富 永 武 司 理 事 長 挨 捶

本日は年度末のお忙しい中、朝早くから、県内各地より第九十六回組合会にご出席いただき、誠にありがとうございます。寒さもようやくやわらぎ、春の足音も聞こえてまいりました。今年の冬は例年より比較的雪の少ない暖冬であったと感じているところですが、そんな中、昨年末、年の瀬も押し迫った十二月二十二日、糸魚川市で起きた「糸魚川大火」はまだ皆様の記憶にも新しいのではないでしょうか。三十時間続いた火災で、糸魚川駅北側から日本海沿岸までの一万多坪以上の広大な面積が焼失したと聞いております。当国保組合加入者の皆様方に被災された方はいらっしゃなかつたこと、糸魚川支部さんから報告を受けております。いずれにしても、心から今後の早期復旧・復興を祈るばかりです。

### 【国の状況】

政府は昨日十二月二十二日、一般会計の総額を九十七兆四千五百四十七億円とする平成二十九年度の当初予算案を閣議決定しました。高齢化の影響で、年金や医療などの社会保障費が膨らみ、五年連続で過去最大を更新する予算だそうです。また、医療保険関係については昨年より二パーセント増加の一兆五千億円となり、社会保障費の中でも高い伸びを示しています。その中で、国保組合については、医療費などの増加に伴い、八億円増の二千八百七十九億円の予算が措置されております。

なお、医療保険制度改正に関しては、患者負担が増える改革がすでに何点か発表されておりますので、事業計画の中でご説明させていただきます。

### 【建築国保の現状と課題】

第一に組織の充実・強化についてあります。平成二十八年度の国保事業がスタートしてから一年を過ぎようとしております。また、平成二十六年八月の保険料引き上げからは、早くも二年半が経過しました。当時は、保険料の引き上げにより、組合員数が激減するのではないかと心配される声も聞かれましたが、ここまで大きな減少も見られず、安堵しております。また、当国保組合加入者の高齢化は年々進んでおり、六十五歳以上前期高齢者の加入率は一月末時点でついに二十%に達しました。若年世代の組合員確保が喫緊の課題であります。そのためには、加入者の保険料が約四割、国保の財政基盤は、国庫補助が約五割、加入者の保険料が約四割、残りの一割が繰越金等という構成になっています。また、二十七年度決算においては、「医療費などの保険給付費」「後期高齢者支援金」「介護納付金」の三つの医療関係費が約四十七億円であり、支出の九割に上っています。財政の安定化のためには医療費の適正化や抑制が非常に大きな課題になっています。

また、今後は、当組合の収入の根幹であります保険料のあり方や適正額についても、改めて検討していくかないと考えております。本日の議事の中でもご説明いたしますが、来年度は組合議員の皆様からもご参画いただく「保険料検討委員会」を新たに立ち上げ、理事会における議論と並行して、保険料についてご検討いただくことで、皆様の納得感のある組合運営に繋げたいと考えております。

第三点目は、保健事業の充実強化についてであります。

当組合では、組合員と家族の健康の保持増進のために、人間ドックや特定健診補助、インフルエンザ予防や肺炎球菌ワクチン接種補助等の保健事業を展開しておりますが、その費用は約一億五千万円であり、医療関係費の約三十分の一にすぎません。そこで、来年度は国保加入者の皆様に、「ご自分や家族の健康に対する関心」を高めてもらうために保健事業の充実強化を図ってまいります。なお、地区国保協議会においては、その役割を明確にします。その一環として、平成十九年にスタートした「健康づくり事業交付金要綱」を見直し、次年度からは「顔が見え、声が聞こえる支部」を主体として、補助金を交付することとしております。なお、これまでどおり、近隣支部と合同で事業を展開することも可としております。

### 【マイナンバー制度の本稼働について等】

次に「マイナンバー制度」については、公的医療保険制度の一翼を担う立場である当国保組合も対応することが國から求められ、昨年来、鋭意対応作業を進めているところであります。今年度は、「ご加入者の皆様のマイナンバー情報の取得」「基幹システムのマイナンバー対応」「基幹システムとインターネットの分離による個人情報流出の防止」「間仕切りによる本部事務所の物理的な対応」等、多角的、かつ、着実に進めてまいりました。更に、四月からは当組合本部事務所のある建築国保会館へセキュリティサービスを導入することについても、本日ご提案させていたしましたので、ご加入者の皆様の大切な個人情報を守る観点から、ご承認いただきますようお願い申し上げるところであります。

### 【役員議員改選について】

最後に、本日は二年に一度の「国保役員及び組合会議員の選出」についてもご審議いただきました。各地区、各支部より選出される方が平成二十九年四月からの二年間、責任をもって、この建築国保組合をより良い方向へ導いてくださることと確信しております。

### 【最後に】

本日は、なにとぞ慎重・審議の上、全議案に対しましてご賛同を賜わりますようお願い申し上げます。それでは、本日ご出席いただきました皆様方に重ねて御礼申し上げ、挨拶とさせていただきます。

第96回組合会は、平成29年3月7日(火)午後12時30分より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

南雲理事(川西)の司会により、朝妻副理事長(新潟)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、富永理事長の挨拶の後、小林清吾議長(新津)、葉原進副議長(寺泊)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

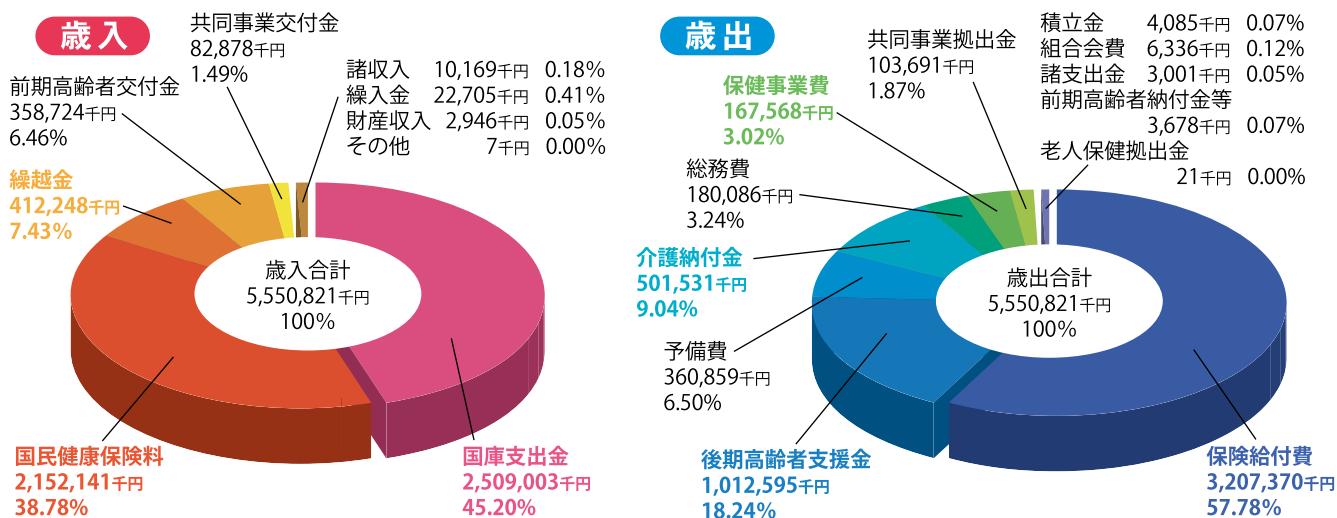
#### 議事内容

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 第1号議案   | 組合会議員の異動報告について     |
| 第2号議案   | 平成28年度事業実績中間報告について |
| 第3号議案   | 補正予算の専決処分報告について    |
| 第4号議案   | 平成29年度事業計画について     |
| 第5号議案   | 平成29年度歳入歳出予算について   |
| 第6号議案   | 諸規程の制定及び改正について     |
| 第7号議案   | 組合会議員の選出報告について     |
| 第8号議案   | 組合役員の選任について        |
| 議長発議第1号 | 組合会議長及び副議長選挙の件     |



議事終結後、本名副理事長(中之島)の閉会挨拶の後、組合会を終了いたしました。

## 平成29年度 岁入歳出予算



### 歳 入

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.国民健康保険料		2,152,141	38.78
	1.国民健康保険料	2,152,141	38.78
2.一部負担金		2	0.00
	1.一部負担金	2	0.00
3.分担金及び負担金		2	0.00
	1.分担金及び負担金	2	0.00
4.使用料及び手数料		1	0.00
	1.督促手数料	1	0.00
5.国庫支出金		2,509,003	45.20
	1.国庫負担金	12,556	0.23
	2.国庫補助金	2,496,447	44.97
6.前期高齢者交付金		358,724	6.46
	1.前期高齢者交付金	358,724	6.46
7.県支出金		1	0.00
	1.県支出金	1	0.00
8.共同事業交付金		82,878	1.49
	1.共同事業交付金	82,878	1.49
9.財産収入		2,946	0.05
	1.財産運用収入	2,946	0.05
10.寄付金		1	0.00
	1.寄付金	1	0.00
11.緑入金		22,705	0.41
	1.特別積立金緑入金	1	0.00
	2.給付費支払準備金緑入金	1	0.00
	3.組合特別準備積立金緑入金	1	0.00
	4.高齢者医療積立金緑入金	1	0.00
	5.保健事業積立金緑入金	16,000	0.29
	6.業務電算化積立金緑入金	6,696	0.12
	7.会館再取得積立金緑入金	1	0.00
	8.会館營繕積立金緑入金	1	0.00
	9.役員退職積立金緑入金	1	0.00
	10.職員退職積立金緑入金	1	0.00
	11.備品再取得積立金緑入金	1	0.00
12.積越金		412,248	7.43
	1.積越金	412,248	7.43
13.諸収入		10,169	0.18
	1.滞金及び過怠金	2	0.00
	2.預金利子	1,000	0.02
	3.受託事業収入	1	0.00
	4.雜入	9,166	0.16
<b>歳入合計</b>		<b>5,550,821</b>	<b>100.00</b>

### 歳 出

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.組合会費		6,336	0.12
	1.組合会費	6,336	0.12
2.総務費		180,086	3.24
	1.総務管理費	114,909	2.07
	2.徴収費	62,672	1.13
	3.趣旨普及費	2,505	0.05
3.保険給付費		3,207,370	57.78
	1.療養諸費	2,824,906	50.90
	2.高額療養費	279,562	5.04
	3.移送費	36	0.00
	4.出産育児諸費	61,128	1.10
	5.葬祭諸費	5,250	0.09
	6.傷病手当金	33,488	0.60
	7.出産手当金	3,000	0.05
4.後期高齢者支援金		1,012,595	18.24
	1.後期高齢者支援金等	1,012,595	18.24
5.前期高齢者納付金等		3,678	0.07
	1.前期高齢者納付金等	3,678	0.07
6.老人保健拠出金		21	0.00
	1.老人保健拠出金	21	0.00
7.介護納付金		501,531	9.04
	1.介護納付金	501,531	9.04
8.共同事業拠出金		103,691	1.87
	1.共同事業拠出金	103,691	1.87
9.保健事業費		167,568	3.02
	1.特定健康診査等事業費	47,433	0.86
	2.保健事業費	120,135	2.16
10.積立金		4,085	0.07
	1.積立金	4,085	0.07
11.諸支出金		3,001	0.05
	1.償還金及び還付加算金	3,001	0.05
12.予備費		360,859	6.50
	1.予備費	360,859	6.50

歳出合計	5,550,821	100.00
------	-----------	--------

# 平成29年度 新潟県建築国民健康保険組合 事業計画

## 1. 基本方針

安倍政権は昨年12月22日の閣議で、一般会計の総額が過去最大の97兆4,547億円となる平成29年度予算案を決定しました。

予算案は「経済再生と財政健全化の両立を象徴する予算」と政府が命名するもので、その内容は「高齢化による社会保障費の伸びを5千億円の目標内にとどめる」ことや、「保育士の待遇の充実」「研究開発費の増加」等の内容となっています。

国保組合関係の予算では、平成28年度に比べ約9億円増の約2,953億円となっています。医療費に係る国庫補助分は、8億円増の2,879億7千万円、その他、出産育児一時金、高額医療費共同事業、事務費負担金、特定健診・特定保健指導の補助金は合わせて9千万円増の73億円となっています。なお、補助金が増加している要因は、医療費の自然増を見込んだものです。

昨年11月以降、2度にわたり当国保組合ご加入の皆様のマイナンバー情報をJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）へ照会いたしました結果、100%近い高い確率でマイナンバーを取得することができました。また、本年7月より、マイナンバー制度が本稼働となり、他機関との情報連携が開始されます。この情報連携の開始により7月からは「住民票情報」が、来年、平成30年7月からは「税情報」が本部設置の専用パソコン（統合専用端末）を通じて取得可能になります。これにより、組合員の皆様に各種届出や申請時にマイナンバーをご記入いただき、通知カードの写し等を添付していただくことで、住民票等の添付を省略できるという負担軽減が見込まれています。また、マイナンバーの取扱いについては、7月の本稼働を機に、ますます重要性が増していくものと予想されます。そこで、平成29年度からは建築国保会館へのセキュリティーサービスの導入や、万が一、個人情報が漏洩した場合の個人情報漏洩保険への加入等、セキュリティ体制を更に整備し、被保険者の皆様の信頼に応えてまいりたい所存です。

平成29年度は保険料の改定は行わず、据え置きといたします。なお、今後の保険料については、収支状況や補助金の動向等を注視し、適切に対応してまいり所存ですが、理事会における議論と並行して、平成29年度からは、各地区の組合会議員さんも加わっていただき、理事長の諮問機関として「保険料検討委員会」を設け、議論いただくことで、今後の保険料改定の方向を検討してまいります。

また、平成29年度も引き続き、被保険者の皆さまの健康の保持増進を図るための保健事業による「健康づくり事業」を推進してまいります。

こうしたことを念頭におき、今後、国において制度改革が実施されても、当新潟県建築国民健康保険組合が引き続き、健全な事業展開を継続できるよう一層の組織の充実・強化及び医療費の適正化等による基盤強化に努めてまいります。

## 2. 重点事項

### 1. 被保険者の加入促進

当組合のメリットである「割安感のある定額保険料」「充実した保険給付」「手厚い保健事業」等をアピールし、支部や組合員の皆様のご協力を得ながら、新規加入者の獲得を目指していきたいと考えます。

### 2. 財政基盤の安定と充実強化

当組合の収入は加入者の皆様からの保険料（収入全体の約39%）と医療費等の国からの補助金（同約45%）等で構成され、一方、支出については、医療費や後期高齢者支援金、介護納付金等の義務的な支払いが支出の大部分の約90%以上を占めています。

このような状況を踏まえ、今後は将来的な保険料賦課体系の検討が必要と考えております。

### 3. 適用（資格管理）の適正化の推進と法令遵守

平成29年度は被保険者証等の一括更新前に自己申告形式の組合員現況調査を実施いたします。

社会保障・税番号制度の開始により、昨年は新たな諸規程も制定されております。組合役職員が一体となり、これらの諸規程や行動規範を遵守しながら、適正な運営に努めてまいります。

### 4. 医療費適正化の推進及び保健事業の充実

調剤に係る費用の軽減を図るため、「ジェネリック医薬品希望カード」を配布するとともに「ジェネリック医薬品差額通知」を年3回送付いたします。

レセプト点検についてはレセプト点検員2名による点検を実施し、歯科レセプトについては国保連合会へ二次点検を引き続き委託します。

また、「支部健康づくり推進事業」を見直し、支部別の補助枠を設け、支部単位できめ細かい保健事業に取り組める環境づくりを進めます。その他、膨大な医療費データや健診データを詳細に分析し、本当に保健指導等が必要な方へ保健師が直接アプローチする「データヘルス計画」を策定し、推進いたします。

健康診断に関しては、平成28年度同様、比較的受診率の低い女性に特化した健診事業（レディース健診）を展開してまいります。

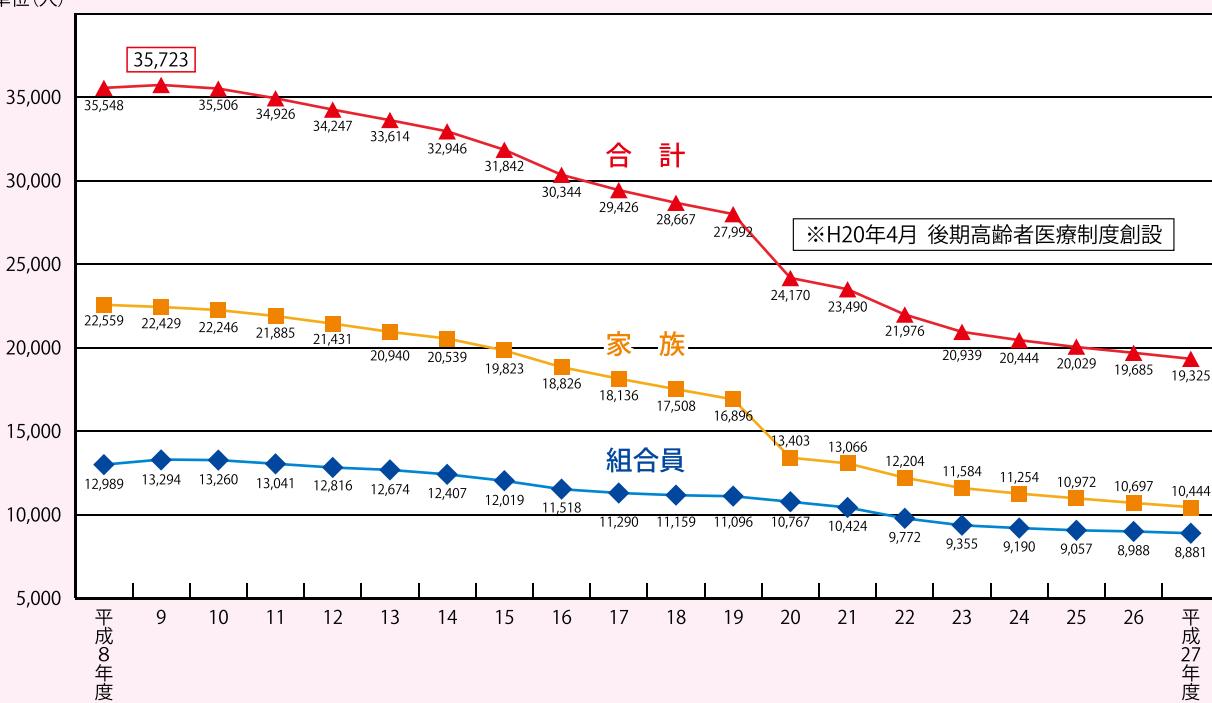
## 3. 事業内容

(1) 事業期間 (自)平成29年4月1日～(至)平成30年3月31日

(2) 被保険者数	組合員である被保険者	8,650人
	組合員以外の被保険者	9,750人
	合計	18,400人
	※介護保険対象者（再掲）	6,900人

### 被保険者数の推移（過去20年）

単位(人)



## (3) 保険料【据え置き】

区分		説明	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	介護納付金賦課額	月額	
組合員	1級	事業主	従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上の事業主 親子で一つの事業を行っている主たる者	12,800円	2,200円	2,300円	17,300円 ※(15,000円)
	2級	一人親方	従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未満の事業主	10,700円	2,200円	2,300円	15,200円 ※(12,900円)
	法人役員	法人の代表者以外の役員					
	3級	従業員	事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従たる者	9,600円	2,200円	2,300円	14,100円 ※(11,800円)
	4級	25歳未満	25歳未満の組合員	5,000円	2,200円	—	7,200円
	5級	後期高齢者	75歳以上組合員	3,000円	—	—	3,000円
家族		家族	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	1,900円 賦課限度3人	7,300円 ※(5,400円)	

※月額の( )は介護2号被保険者(40歳~64歳)以外の保険料

※賦課限度額 基礎賦課額 351,600円(市町村 54万円)

後期高齢者支援金等賦課額 152,400円(市町村 19万円)

介護納付金賦課額 96,000円(市町村 16万円)

計 600,000円(市町村 89万円)

※後期高齢者支援金等賦課額 0歳~74歳の方が納付する。

※介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40歳~64歳迄の方)が納付する。

※75歳以上組合員に対する「特例制度」希望により資格を継続。

## (4) 療養給付

## I 療養の給付負担割合

区分		給付割合	一部負担割合
義務教育就学前児童(注1)		8割	2割
就学児以降70歳未満		7割	3割
70歳以上	一般	8割	2割(注2)
	現役並み所得者(注3)	7割	3割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 平成26年3月末までに既に70歳に達している者の窓口負担は一割

(注3) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

## II 高額療養費の支給【改正】

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

所 得 区 分		自 己 負 担 限 度 額
70歳未満 旧ただし書所得	901万円超	<b>252,600円 [140,100円]</b> 医療費が842,000円を超える場合 $+ (\text{医療費} - 842,000\text{円}) \times 1\%$
	600万円～901万円以下	<b>167,400円 [93,000円]</b> 医療費が558,000円を超える場合 $+ (\text{医療費} - 558,000\text{円}) \times 1\%$
	210万円～600万円以下	<b>80,100円 [44,400円]</b> 医療費が267,000円を超える場合 $+ (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$
	210万円以下	<b>57,600円 [44,400円]</b>
	住民税非課税者	<b>35,400円 [24,600円]</b>

### 【平成29年7月まで】

所 得 区 分		自 己 負 担 限 度 額	
		外 来(個人ごと)※	入 院(世帯単位)
現役並み所得者		<b>44,400円</b>	<b>80,100円 [44,400円]</b> 医療費が267,000円を超える場合 $+ (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$
一 般		<b>12,000円</b>	<b>44,400円</b>
低所得者 (住民税非課税者)	II	<b>8,000円</b>	<b>24,600円</b>
	I		<b>15,000円</b>

### 【平成29年8月から】改正

所 得 区 分		自 己 負 担 限 度 額	
		外 来(個人ごと)※	入 院(世帯単位)
現役並み所得者		<b>57,600円</b>	<b>80,100円 [44,400円]</b> 医療費が267,000円を超える場合 $+ (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$
一 般		<b>14,000円 (年間14.4万円上限)</b>	<b>57,600円 [44,400円]</b>
低所得者 (住民税非課税者)	II	<b>8,000円</b>	<b>24,600円</b>
	I		<b>15,000円</b>

- (注) ・「現役並み所得者」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいる世帯（70歳以上の被保険者が複数いる世帯の場合、収入の合計額が520万円未満（70歳以上の被保険者が一人の場合、383万円未満）を除く。）
- ・「一般」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいない世帯（単身世帯の場合年収合計が383万円に満たない場合、2人以上世帯の場合年収合計が520万円に満たない場合も含む。）
- ・「低所得者Ⅱ」とは、世帯主（組合員）及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税
- ・「低所得者Ⅰ」とは、世帯主（組合員）及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税であり、地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない世帯
- ※ 金額は、一か月当たりの限度額。〔〕内の金額は、多数該当（過去12ヶ月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当）の場合
- ※ 世帯合算は、患者負担額21,000円以上を対象とする。
- ※ 厚生労働大臣が定めた特定疾病（慢性腎不全、血友病、抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）について本組合の認定を受けたときは、その治療に係る自己負担限度額は10,000円。但し、上位所得者世帯に属する70歳未満の被保険者が人工透析の治療を受ける場合の自己負担限度額は20,000円
- ※2 課税所得が145万円以上かつ、旧ただし書き所得の合計が210万円以下の場合も含む。  
平成27年1月1日以降に70歳の誕生日を迎える者の世帯が対象。

### III 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について毎年8月1日から翌年7月31日の間で年額での上限を設け、被保険者の負担を軽減します。

所 得 要 件		70歳未満
旧 た だ し 書 所 得	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
	住民税非課税	34万円

所 得 要 件		70歳～74歳
課税 所得	145万円以上	67万円
	145万円未満(※2)	56万円
住民税非課税		31万円
住民税非課税(所得が一定以下)		19万円

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)に加え、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下

### IV 入院時食事療養費

入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院時食事療養費として、平均的家計の食事負担の状況を勘案した一定額を医療機関等の窓口で支払います。

			食事療養費（1食分）
現役並み所得者及び一般			360円
非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円
		90日以降	160円
非課税世帯（老齢福祉年金受給者）			100円

### V 入院時生活療養費【改正】

療養病床に入院する65歳以上の方は食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額の支払が必要です。

#### 【平成29年9月まで】

	食費(1食分)	居住費(1日分)	
		医療区分I	医療区分II, III
現役並み所得者及び一般	460円 (420円)	320円	0円
低所得者II	210円		
低所得者I	130円※		
低所得者Iのうち 老齢福祉年金受給者	100円		0円

#### 【平成29年10月から】改正

	食費(1食分)	居住費(1日分)	
		医療区分I	医療区分II, III
現役並み所得者及び一般	460円 (420円)		
低所得者II	210円		
低所得者I	130円※		
低所得者Iのうち 老齢福祉年金受給者	100円		0円

※診療区分II、IIIは100円

**VI 保険外併用療養費**

被保険者が、保険医療機関等について、評価療養又は選定療養を受けたときにその療養に要した費用の内、保険診療分に相当する部分に費用を支給する。

**VII 訪問看護療養費**

在宅で寝たきりの状態である方が訪問看護をうけたとき、自宅において療養を受ける状態にあって、主治医の指示により訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合に、その費用を支給します。

**VIII 療養費**

治療費（海外の病院等で受診した場合を含む）など現金で支払ったときや、はり・きゅうマッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

**IX 移送費**

歩行困難な方を医師の指示により入院または転院のため移送したときに支給します。

**(5) その他の保険給付【据え置き】**

<b>I 出産育児一時金</b>	子供1人出産につき一時金を支給 産科医療補償制度対象の分娩	<b>454,000円</b> <b>(上乗せ) 16,000円</b> <b>470,000円</b>
------------------	----------------------------------	--

<b>II 葯 祭 費</b>	組合員である被保険者が死亡した場合支給 家 族である被保険者が死亡した場合支給	<b>100,000円</b> <b>50,000円</b>
-----------------	--	-----------------------------------

<b>III 傷 病 手 当 金</b>	組合員である被保険者が入院した場合60日限度で支給 1 級 1日6,000円×60日= <b>360,000円</b> 2 級～4 級 1日5,000円×60日= <b>300,000円</b>
----------------------	---

※・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までの6日間を支給限度日数とする。  
・同一疾病については5年毎に適用する。

<b>IV 出 産 手 当 金</b>	女性の組合員（資格が1年以上）が出産した場合に支給（1児につき） <b>300,000円</b>
---------------------	--

## (6) 保 健 事 業

1	1日人間ドック等の受診補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者(組合員・家族)の資格が1年以上あり、25歳以上の対象者</li> <li>1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。</li> <li>オプション検診は、検診をうけようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。</li> <li>石綿健診(一次及び二次)は、全額補助。</li> <li>女性の被保険者を対象に無料のレディース健診を実施する。</li> </ul>
2	乳 幼 児 見 舞 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>0歳～就学前の被保険者が入院した場合、年間30日を限度に支給。 1日5,000円×30日＝150,000円を限度</li> </ul>
3	医 療 費 通 知	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる全世帯に6月、9月、12月、3月の年4回通知する。</li> </ul>
4	ジェネリック医薬品お知らせ通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる被保険者に年3回通知する。</li> </ul>
5	広 報 の 発 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国保だより」年3回、「国保のご案内」年1回配布する。</li> </ul>
6	健康優良家庭(者)の表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間無受診だった家庭(者)を表彰する。</li> </ul>
7	地区国保協議会運営費の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越・中越・下越に「地区国保協議会」を設置し、「健康づくり推進」等の運営費として事務費12万円を交付する。</li> </ul>
8	支部健康づくり推進事業補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>支部が実施する健康づくり事業に対し、支部別の補助枠の範囲内で補助金を支給する。</li> </ul>
9	支部研修旅行補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりや保養のため研修旅行で宿泊施設を利用する場合(支部の主催又は商工会・建設関連団体等との共催、1組合員1泊3,000円の補助金)</li> </ul>
10	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>13歳未満 1回につき2,100円限度(年2回まで)</li> <li>13歳以上65歳未満 1回 2,100円限度</li> <li>65歳以上 1回 1,080円限度</li> </ul>
11	肺炎球菌ワクチン接種補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>75歳以上 8,000円限度</li> <li>65歳以上75歳未満 5,000円限度</li> <li>65歳未満の者が医師の判断により接種する場合 2,100円限度</li> </ul>
12	その他の予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>おたふくかぜ、水痘(みずぼうそう)、B型肝炎の予防接種に対してそれぞれ3,000円を限度に補助</li> </ul>
13	特定健診・特定保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け実施する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>◇特定健診 対象者の70%</li> <li>◇特定保健指導 動機付支援 対象者の40%</li> <li>積極的支援 対象者の40%</li> </ul> </li> <li>特定健診の健診料及び保健指導の指導料金は10割を補助</li> </ul>
14	子 育 て 支 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産家庭に対し育児書の配布 0歳児は「赤ちゃんとママ」(月刊誌(年12冊)) 1歳～3歳は「1・2・3歳」(季刊誌(年4冊))</li> </ul>

## (7) 被保険者証等の更新

平成29年8月1日の「被保険者証」及び「被保険者証兼高齢受給者証」の更新前に、自己申告による「現況調査」を実施します。

※調査期間 平成29年5月～6月末

## (8) 支 部 事 務 手 数 料

組合員である被保険者1人、1ヶ月550円、年6,600円を事務手数料として交付する。

# 『健康づくり事業』が新たにスタート! 「顔が見え、声が聞こえる支部」が主体!

先の第96回組合会で「健康づくり推進事業交付金要綱」関連予算が承認され、本部直轄事業として新たにスタートします。

新建国保の予算規模は、約55億円です。歳入の内訳を見てみると、国の補助金が約5割、加入者の皆さんが納める保険料が約4割で、残りの約1割が積立金等です。一方、歳出の内訳を見てみると、医療関係費が、なんと年間約47億円に上り、これが国保の「保険事業」で賄われているのです。一方、病気の予防につながる各種健康診断の補助や予防接種などの「保健事業」には、年間、約1億5千万円が支出されています。

今日、我が国の医療は、病気にかかったり、ケガをしたときの「治療医療」から、病気にかからないように、ケガをしないように、長い目で取り組む「予防医療」に大きく方向転換を図っています。「車にばかり乗っていて歩かない」と「足腰が弱って歩けなくなります。」「重い物を持って筋肉を使ったり鍛えたりしない」と、買い物袋が持てなくなります。

本部理事会では、平成19年度にスタートした「健康づくり事業」について、「費用対効果」の面から予算が加入者の皆さんにより公平に行き渡り、経費が適正（効果的）に執行されているかという観点から検証してきました。

## 〈事業主体は支部を中心に〉

これまで、交付金は上・中・下越地区国保協議会と単独実施支部へ支給してきました。各協議会に対しては、組合員1人当たり320円+定額12万円です。平成28年度実績では、下越地区へ約134万円、中越地区へ約113万円、上越地区へ約76万円、計323万円です。また、支部独自の事業に対して、80万円を交付しています。このように、平成28年度は、本事業経費は、約400万円でした。

平成29年度からは、事業主体を「顔が見え、声が聞こえる支部」に重点化します。交付金は、「定額=支部組の規模（合員数）」+「組合員1人当たり200円」を計上し、各地区協議会の定額12万円を合わせると、総額約480万円が予算化されています。

また、各地区協議会に対する@12万円×3地区は、会議運営費に充てられます。地区協議会の事業内容は、各支部長さんをはじめ役員の皆さんが出発される総会時に、①「健康講話」の実施と、②各支部が取り組んだ「健康づくり」の情報交換をすることです。

各支部及び地区協議会とともに、事業計画書&実施報告書を提出していただくことになります。

## 〈期待される事業効果〉

本事業のねらいとするところは、新建国保の最重要課題である「①医療費の適正化（抑制）と②組織の充実・強化」にあります。「健康づくり事業」を通して、加入者の健康の保持・増進に対する関心を高め、長い目で医療費の抑制につなげていくことが期待されます。健康や生活改善講話を聞くことにより、特定健診や人間ドック受診につなげたり、各種の予防接種の重要性を再認識する良い機会になります。

さらに、健康ウォーキングやスポーツ交流、調理実習などを通じて、組合員や家族同士の「絆」を深め、「新建国保のメリット」である①「割安感のある定額保険料」、②「充実した保険給付」、③「手厚い保健事業」を確認し合うとともに、全44職種もある建設業の未加入者に対するPR作戦の展開につながることが期待されます。

## 〈健康づくりホット情報〉

◆健康講話や生活改善の講師（保健師や栄養士、社会福祉士、管理栄養士）は何処に？

①公的機関⇒県＆市町村の保健＆福祉部門、保健所、社会福祉協議会、日赤など

②健診機関⇒新建国保の「契約健診機関」（毎年発行している「人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」に掲載しています。）

◆他支部＆他組織等との共催

①支部の規模等により、近接支部と合同で実施することも可能です。

②建築組合や商工会等との合同実施も可能です。この際は、主管国保のPRが必要です。

## 新 役 員 等 名 簿

任 期 自 平成29年4月1日  
至 平成31年3月31日

### 「役員」(定数15名)

役 職	支 部	氏 名
理 事 長	上 越 南	富 永 武 司
副 理 事 長	新 潟	朝 妻 勝 人
〃	中 之 島	本 名 浩 利
常 務 理 事	組合員外	室 賀 美津 雄
法令遵守担当理事	阿 賀 北	佐 藤 政 己
理 事	西 蒲 燕	村 井 和 夫
〃	川 西	南 雲 隆
〃	岩 船	堀 隆 一

役 職	支 部	氏 名
理 事	長 岡	加 藤 佐 一 郎
〃	十 日 町	尾 身 稔
〃	上 越 北	藤 田 久 幸
〃	頸 南	岡 田 良 吉
監 事	糸 魚 川	白 岩 佐 歳
〃	新 潟	鴨 井 俊 也
〃	三 条	永 井 龍 雄

### 「組合会議長・副議長」

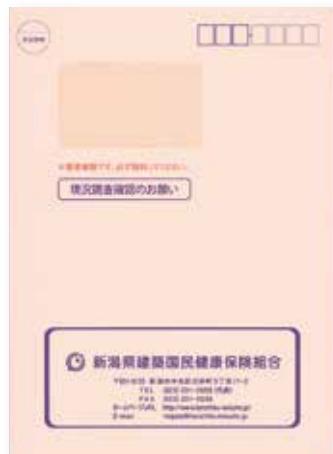
役 職	支 部	氏 名
議 長	寺 泊	棗 原 進
副 議 長	糸 魚 川	青 代 建 一

## 職種等の現況調査を行います

平成29年度は、8月の被保険者証等の更新前に、組合員の方の現況が組合規約等に規定する加入条件に合っているかどうかの確認を行います。

- ◆調査開始時期 …… 5月中旬頃
- ◆調査方法 …… アンケート形式（調査票に現況を回答し、署名・捺印の上、ご返送ください。）

ご多忙のところ大変お手数ですが、  
調査にご協力をお願いいたします。



調査票送付封筒イメージ

組合員・家族の  
みなさまへ

## 4月は異動の時期です 手続きはお早目に!



【重要】

手続きの際、必要に応じてマイナンバーを確認します。

受付

### 家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であることと、他の保険（健康保険等）に加入していないことが要件です。

入る理由	届出に必要なもの
健康保険等をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格取得届</li> <li>・続柄省略のない住民票の原本</li> <li>・前の保険の喪失証明書等</li> <li>・印かん</li> </ul>
子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格取得届</li> <li>・続柄省略のない住民票の原本</li> <li>・出生育児一時金の申請書</li> <li>・印かん</li> </ul>
結婚または同居したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格取得届</li> <li>・続柄省略のない住民票の原本</li> <li>・印かん</li> </ul>

### 以下の場合も届出が必要です

理由	届出に必要なもの
住所や氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者変更届</li> <li>・新住所の住民票</li> </ul>
住居表示の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者変更届</li> <li>・住所表示変更通知書か住民票</li> </ul>
家族が遠方の学校（または訓練校）に入って住民票を異動したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法第116条該当届</li> <li>・在学証明書、または訓練校の在籍証明書</li> </ul>
保険証の紛失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証等再交付申請書</li> <li>※外出時の紛失や盗難の場合は、警察へ届出をしてください。</li> </ul>
保険証の破損・汚損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証等再交付申請書</li> <li>・破損、汚損した保険証</li> </ul>

### 家族が建築国保をやめるとき

組合員と違う世帯になった、または他の保険（健康保険等）に加入したこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要なもの
健康保険等に入ったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格喪失届</li> <li>・加入した健康保険証等の写し</li> <li>・印かん</li> <li>・やめる人の建築国保保険証等</li> </ul>
亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格喪失届</li> <li>・死亡診断書または埋葬許可証の写し</li> <li>・印かん</li> </ul>
離婚または他の世帯に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格喪失届</li> <li>・組合員の世帯でなくなった日付が確認できる省略のない住民票</li> <li>・印かん</li> <li>・やめる人の建築国保保険証等</li> </ul>

- 申請様式は所属支部にあります。手続きの際は支部へご連絡ください。
- 70歳以上の方は、所得等によって負担割合が異なる（詳細は国保だよりの6、7頁をご確認ください）ため、加入の届出をするときは所得課税証明書と一緒にご提出ください。
- 組合員と同じ世帯の家族が、建築国保と市町村の国保に分かれて加入することはできません。
- 遠方の学校に通う学生が、卒業後も組合員と異なる住所に居住し続ける場合は建築国保の加入資格を喪失します。資格喪失の手続きを行い、居住地の市町村国保に加入してください。



### 法人事業所等の事業主のみなさま、 健康保険適用除外承認の申請はもうお済みですか？

以下の場合は年金事務所へ適用除外承認の申請が必要です。

事実発生から「5日以内」に申請を行ってください。

申請が遅れ、年金事務所の承認を受けられない場合は、社会保険に移行することになりますのでご注意ください。

- ①建築国保に加入している個人事業所が、法人へ業態変更する場合。
- ②既に適用除外承認を受けている事業所が、新たに従業員を雇用する場合。
- ③建築国保に加入している個人事業所が5人以上従業員を雇用した場合。

#### 【手続きの流れについて】

1. 適用除外承認申請書（3枚複写）を支部に提出してください。
2. 建築国保の承認印を押した申請書を、年金事務所に提出してください。
3. 年金事務所の確認印が押された適用除外承認証を支部に提出してください。

※申請書は所属支部にあります。申請の際は支部へご連絡ください。

法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所（「法人事業所等」）は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入する事が法律で定められています。

ただし、健康保険適用除外の承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保組合に加入する事ができます。

#### 【注意】

法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保組合へ新規加入することはできません。

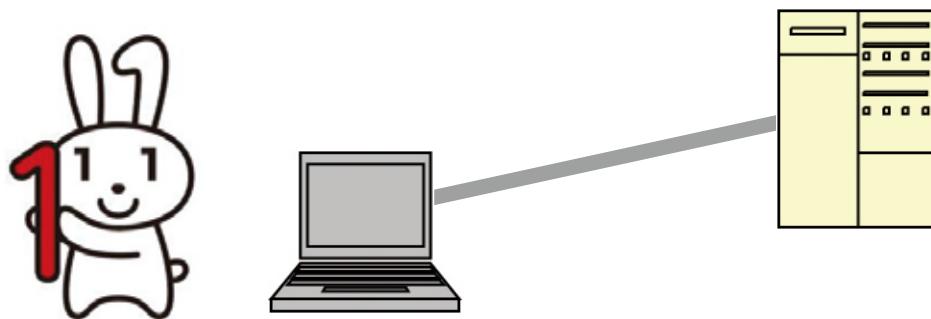
## 本年秋(10月頃)からマイナンバー制度が本格運用となります

本年秋(10月頃)より、マイナンバー制度が本格運用となります。

これにより、現在は各種届出や申請に際し、皆様から市役所等へ直接足をお運びいただき、手数料を支払って取得していただいている住民票等について、建築国保組合本部の専用端末により、オンラインで直接取得することが可能となります。

その結果、皆様からの住民票等の提出が不要となり、手間と費用の両面の負担が軽減されるというメリットが見込まれています。

なお、70歳以上被保険者の医療機関窓口での負担割合の判定や、高額療養費の支払い限度額の判定のためにご提出いただいている「所得課税証明書」の省略については、1年遅れの平成30年7月以降の対応が予定されています。



## マイナンバーに関する今後の動向

所得税等における「医療費控除申告簡素化のための医療費通知の活用」が検討されています。

具体的には、用紙による申告・電子申告とともに、医療機関等の領収書の保存等に代えて、医療保険者の医療費通知を確定申告書に添付する明細書として活用することにより、医療費控除の申告手続きを行うことができるようとするというものです。

実施時期は平成30年1月以降が予定されており、各医療保険者は順次制度適用開始を行って参ります。

## 特定健診・特定保健指導を受けましょう!! 40歳～74歳の加入者が対象です

生活習慣病の予防を目的とした健診です。特定健診の結果、生活習慣病にかかるリスクが高いとわかった方は保健師等による保健指導を受けられます。

### 特定健診の受診に必要なもの 受診券(29年度はピンク色) + 保険証

**健診の費用** 特定健診・特定保健指導ともに**自己負担無し**。  
費用は**全額建築国保が負担**します。

特 定 健 診	費用額(円)	自己負担額(円)
集 団	6,914	0
個 別	8,579	0
ファミリー健診	16,200	4,860
人間ドック	35,000～	15,000～

特定健診は市町村が行う集団健診か医療機関での個別健診で受診できます。対象医療機関一覧表は受診券と同封してあります。

### 人間ドック 胃カメラに変更可能ですが、但し健診機関への事前予約が必要です。

下記の医療機関ではバリウム検査を胃カメラ検査に変更できます。

- ☆ 労働衛生医学協会 ..... ☎ 025-267-1200
- ☆ 健康管理協会 ..... ☎ 025-283-3939
- ☆ 健康医学予防協会 ..... ☎ 025-279-1100
- ☆ 上越地域総合健康管理センター ..... ☎ 025-524-7111

追加料金の詳細は  
健診機関にお問い合わせください。

### お知らせ

※人間ドック契約健診機関の厚生連魚沼病院と小千谷総合病院が平成29年4月より統合され、下記住所へ移転しました。

#### 【変更前】

機関名・所在地	電話番号
小千谷総合病院 〒947-8601 小千谷市本町1-13-33	0258-83-3600

#### 【変更後】

機関名・所在地	電話番号
J A新潟厚生連 小千谷総合病院 〒947-8601 小千谷市大字平沢新田111番地	0258-81-1620

### ファミリー健診パック 事前予約が必要です。支部へお問い合わせください。



#### 「40歳～74歳の皆様」

特定健診・人間ドック・ファミリー健診パックの受診には、特定健診受診券が必要となります。  
受診日には必ず持参して下さい。

受診券送付封筒イメージ

## 仕事中のケガは労災保険が原則です!

あなたは、労災保険に特別加入していますか？

業務によるケガや病気については、労災保険から手厚い給付が受けられます。

家族の安心のためにも、必ず労災保険に加入しましょう！



①一人でも従業員を雇っている事業所は、必ず労災保険に加入しなければなりません。

②一人親方・事業主・家族従業員は特別加入をしてください。

※労災保険に加入することで、手厚い給付を受けることができます。

### ケガや病気をしたとき

療養補償給付▶ 仕事上のケガや病気で療養(治療等)を必要とするときに支給されます。

休業補償給付▶ 仕事上のケガや病気で休業し、賃金の支払いを受けていない場合に、休業4日目から支給されます。

### ケガや病気が治らないとき

傷病補償年金▶ 仕事上のケガや病気で療養(治療等)を開始してから1年6か月を経過しても治らず、その傷病による傷害の程度が傷病等級表に該当する場合に支給されます。

### 死亡したとき

遺族補償給付▶ 仕事上のケガや病気で死亡した場合、遺族に対し支給されます。

※上記以外にも労災保険で受けることができる給付があります。

## こんなとき！保険証は使えますが建築国保に届け出が必要です

- ・交通事故にあった
- ・他人から暴力を受けた
- ・他人の飼い犬に咬まれた
- ・外食で食中毒になった
- ・看板などが倒れてケガをしたなど

第三者の行為によって病気やケガをした場合も、国民健康保険で治療を受けることができますが、その治療費は本来加害者が負担すべきものです。建築国保は治療費を一時的に立て替えますが、あとから加害者に国保が負担した分を請求します。

編  
集  
後  
記

今年度も、組合員の皆様に、「建築国保のご案内」・「人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」をお届けします。

建築国保のご案内には、資格届出や医療給付、保健事業の内容・手続きを紹介する「建築国保のしくみ」や、生活習慣病の予防法など、読んで（知って）得する情報がたくさん載っています。

そして健診ガイドには、人間ドックや特定健診、建築国保独自のファミリー健診の内容や補助要件が詳しく紹介されていますので、ぜひご家族の方と一緒に目をお通しください。皆さんの健康・元気が国保組合を守ることにつながります。

◎皆様のお知り合いの方で、建築国保未加入の方に紹介するときもぜひご活用ください。

